

参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和5年12月4日

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

本部長 倉上 卓也

1 当該招請の主旨

本業務は、関連する工事間及び工区間の工事調整、工程調整及び募集・入居対策等に係る調整その他工事に係る諸調整業務である。業務の実施にあたっては、建築、電気設備及び機械設備について精通し、工事に関する諸調整に関して必要な技術を保有していることが必要である。

このため、従前から建築、電気設備及び機械設備に係る諸調整を行っている特定の法人を契約の相手先とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で下記の応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定した法人との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人と当該応募者に対して競争入札の指名を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度以降東京東地区総主任業務（建築・設備）

(2) 業務内容

本業務は、建築、電気設備及び機械設備について、関連する工事間及び工区間の工事調整、工程調整及び募集・入居対策等に係る調整その他工事に係る諸調整業務であり、主な業務内容は以下のとおりである。

- 1) 定例会議への出席等
- 2) 工事監督等に付随する業務
- 3) 工程等調整（複数工区間調整含む）
- 4) 周辺住民調整
- 5) 工事受注者及び監督業務委託者の技術指導
- 6) 募集・入居に係る調整
- 7) 公共等団体、事業体への対応
- 8) 各種検討会議等
- 9) 居住者対応

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、建築、電気設備及び機械設備について、関連する工事間及び工区間の工事調整、工程調整及び募集・入居対策等に係る調整その他工事に係る諸調整をおこなうものである。

4 応募要件

(1) 企業に関する資格要件

次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は、2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

本公司に参加意思がある者は説明書「5 参加意思確認書の提出」に基づき、「競争参加資格の確認について(別紙1)」、「参加意思確認書」(様式1)及び提出書類(様式2~5)一式(以下、「参加意思確認書」という。)を提出すること。

1) 単体企業

- ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当するものでないこと。
 - ② 当機構東日本地区における令和5・6年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格を有している者で、「建築監理」の業種区分の認定を受けていること。
 - ③ 参加意思確認書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
 - ④ 参加意思確認書を提出する者は、建設業許可者と資本面・人事面で関係※がないこと。
※ 認定基準: 関連があると認められる者とは、おおむね以下のような者とする。
 - イ 建設業許可者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。(100分の50を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。)
 - ロ 建設業許可者の代表権を有する役員が参加意思表明者の代表権を有する役員を兼ねている場合
 - ハ 建設業許可者と参加意思表明者の間において特別な提携関係があると認められる場合には、参加意思表明者については、その実態に即して判断する。
 - ⑤ 平成25年度以降に完了した工事監督等業務※1のうち以下のいずれかの業務において1件以上の実績を有する者。
 - イ 公的機関※2の共同住宅に関するもの(再委託の実績を含む。)
 - ロ 公的機関の公共施設※3に関するもの(再委託の実績を含む。)
 - ハ 民間の共同住宅に関するもの(再委託の実績は含まない。)
- ※1 「工事監督等業務」とは、工事監督業務、工事監理業務、工事間調整業務、また工事監督等に係る調査業務をいう(以下同じ)
- ※2 「公的機関」とは、国、地方公共団体、公社、特殊法人又は独立行政法人をいう(以下同じ)。
- ※3 「公共施設」とは、官公庁施設、運動施設、教育施設、福祉・厚生施設、文化・交流・公益施設をいう(以下同じ)。
- ⑥ 暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

2) 設計共同体

- ① 上記1)に掲げる条件を満たしている者により構成させる設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和5年12月4日付け東日本賃貸住宅本部長)に示すところにより東日本賃貸住宅本部長から本業務に係る設計共同体として競争参加資格の認定を受けているものであること。
- ② 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

(2) 再委託は原則として禁止しているが、次に掲げるものは、あらかじめ機構の承諾を得て再委託できるものとする。

- 1) 担当技術者（総主任）建築職
- 2) 担当技術者（総主任）建築構造職
- 3) 担当技術者（総主任）電気職
- 4) 担当技術者（総主任）機械職

(3) 予定技術者

1) 予定配置管理技術者

予定配置管理技術者については、下記の①から④に示す条件を満たす者であること。

- ① 下記のいずれかの資格を有する者
 - イ 一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
 - ロ 技術士（建設部門）の資格を有する者
 - ハ 1級建築施工管理技士の資格を有する者
- ニ 公的機関の共同住宅又は公共施設の事業者として、住宅又は施設の整備及び管理に係る技術的実務経験を25年以上有する者
- ② 下記の実績を有する者
 - 平成25年度以降に業務完了した以下に記載するいずれかの業務等において1件以上の実績を有する者。
 - イ 以下のいずれかの工事監督等業務に、管理技術者※として従事した経験
 - i 公的機関の共同住宅に関するもの
 - ii 公的機関の公共施設に関するもの
 - iii 民間の共同住宅に関するもの
 - ※ 管理技術者とは、発注担当者と契約内容に関する協議を主体的に行う者をいう。
(以下同じ)
 - ロ 公的機関の共同住宅又は公共施設に、委託者として工事の監督職員又は検査職員として従事した経験
 - ハ 公的機関の共同住宅又は公共施設若しくは民間の共同住宅の工事に、監理技術者又は主任技術者として従事した経験
- ③ 設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が管理技術者を配置すること。
- ④ 恒常的な雇用関係
 - 予定配置管理技術者は、申請書の提出期限日時点において、当該申請者と恒常的な雇用関係があること。
なお、雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取扱う。

2) 予定担当技術者

- ① 予定担当技術者の資格基準は、別添「業務仕様書」に記載のとおりとする。

